資料３

第６次木更津市男女共同参画計画
素案及び事業評価表の修正点

１　前回会議での委員意見の反映
２　庁内各部等への意見照会の反映
３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載

１　前回会議での委員意見の反映

⑴　修正箇所

計画素案（資料１）９ページ「４　計画指標」及び、
同資料２０ページ「指標１、２」の番号１５

・修正前：「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」

・修正後：「性的マイノリティの人を取り巻く環境が改善しつつあると思う人の割合」

⑵　修正理由

計画指標のうち、番号１５のみ、現状値が目標値を下回ることを目標としたつくり（その他の指標は、現状値を上回ることを目標としたつくり）となっており、一見して分かりにくいとの指摘があったため。

修正後

基本目標	施策項目	番号	指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和13年度）	
Ⅰ	1	1	審議会等における女性委員の割合	28．8%		35%	
		2	市の女性管理職の割合	22．6%		30%	
		3	管理職に女性を登用している企業の割合	61．1%		70%	
	2	4	消防団における女性消防団員の割合	4．5%		5%	
		5	認定農業者に占める女性の人数	21人		25人	
	3	6	待機児童数	14人		0人	
		7	家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	男性	50．8%	男性	60%
				女性	32．8%	女性	40%
		8	地域活動の場で男女の地位が平等と感じる人の割合	男性	40．0%	男性	50%
				女性	28．9%	女性	40%
Ⅱ	1	9	職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	男性	31．5%	男性	40%
				女性	23．5%	女性	30%
	2	10	女性活躍推進法における企業責務の認知度	66．7%		80%	
		11	配置や昇任において男女格差がないと答えた事業所の割合	88．9%		95%	
		12	市男性職員で育児休業取得日数が14日以上の職員の割合	79．3%		90%	
Ⅲ	1	13	DV相談窓口を知っている人の割合	男性	53．0%	男性	60%
				女性	60．7%	女性	70%
		14	ハラスメント防止の取組を行う企業の割合	77．8%		90%	
	2	15	性的マイノリティの人を取り巻く環境が改善されつつあると思う人の割合	男性	57．6%	男性	60%
			※　現状値は、令和7年度「市民アンケート」における「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」の数値です。	女性	58．8%	女性	60%

２　庁内各部等への意見照会の反映

意見照会の取りまとめ結果は、資料４を参照。

⑴　計画素案への意見等

意見ないため、修正なし。

⑵　計画事業への意見等

①　【健康推進課】計画事業（資料２）事業番号８及び１０の「評価基準」を修正。
（事業番号９にならい、）

②　【こども家庭支援課】事業番号１５の「計画概要」を修正。

2　庁内各部等への意見照会の反映

⑵　計画事業への意見等

①　事業番号８

第6次木更津市男女共同参画計画　事業評価表

事業番号	8	施策体系	基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進	施策項目3　ライフステージに応じた男女共同参画の促進	1　家事・育児・介護への支援の促進	課名	健康推進課
事業名	1-3-1　① 就労妊婦への制度の周知						
課題・懸案事項	就労妊婦の産前産後休暇取得や母性健康管理指導事項連絡カードの使用においては、事前の知識や適切な認識が必要である。 また、妊娠届出時の徹底した周知をしていく取り組みも必要である。						
事業概要	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇の取得や母性健康管理指導事項連絡カードについて周知する。						
事業と男女共同参画の関連	就労妊婦へ制度を周知することで、出産を理由に不利益を受けず働き続けることが可能になり、男女共同参画の推進につながる。						
R9年度実施計画	全就労妊婦に対して、出産予定日から算出した産前産後休暇取得時期を妊娠届出時の面接にて個別に伝えるとともに、母性健康管理事項連絡カードについてリーフレットを活用し周知する。						

評価	評価基準
A［80%以上］	~~妊娠届出時に妊婦全員と面接できる。~~ 妊娠届出時に全員に面接できる。
B+［60-79%］	~~妊娠届出時に95%以上、妊婦と面接できる。~~ 妊娠届出時に95%以上面接できる。
B［40-59%］	~~妊娠届出時に90%以上、妊婦と面接できる。~~ 妊娠届出時に90%以上面接できる。
B-［30-39%］	~~妊娠届出時に85%以上、妊婦と面接できる。~~ 妊娠届出時に85%以上面接できる。
C［30%未満］	~~妊娠届出時の面接実施が85%未満。~~ 妊娠届出時の面接実施が85%未満。

事業番号９の評価基準「妊娠届け出時に〇〇%以上と面接できる」に合わせ、評価基準を修正。
※　状況によって必ずしも妊婦と直接相談できると限らず、関係者を含め、面談を行うことが重要なため。

2　庁内各部等への意見照会の反映

⑵　計画事業への意見等

①　事業番号１０

事業番号９の評価基準「妊娠届け出時に〇〇%以上と面接できる」に合わせ、評価基準を修正。
※　事業番号８と同様の理由。

第6次木更津市男女共同参画計画　事業評価表

事業番号	10	施策体系	基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進	施策項目3　ライフステージに応じた男女共同参画の促進	1　家事・育児・介護への支援の促進	課名	健康推進課
事業名	1-3-1　③ 男性の産休取得・家事育児参画の促進						
課題・懸案事項	男性が産休取得や家事育児に関わらない場合、女性が家事・育児分野を担当するという固定的性別役割分担意識の解消が進まず、女性の社会参画を阻む要因となるため、女性だけではなく、男性の産休取得や家事育児に関する父親支援への取り組みが必要である。						
事業概要	妊娠届出時及び市HPにおいて、男性の産休取得や家事育児に関する啓発を行う。						
事業と男女共同参画の関連	夫やパートナーへの啓発により、それまで家事・育児分野に関わらなかった男性が関わるようになることで、女性の負担が減り、社会参画につながる。						
R9年度実施計画	妊娠届出時、マタニティ講座、新生児訪問時等において夫やパートナーの同席の有無に関係なく、家事育児参加に関するアドバイスを行なう。また、市HPにて、男性の出生時育児休業について周知を図る。						

評価	評価基準
A［80%以上］	~~妊娠届出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行った割合が100%~~ 妊娠届出時に全員に面接できる。
B+［60-79%］	~~妊娠届出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行った割合が95%以上~~ 妊娠届出時に95%以上面接できる。
B［40-59%］	~~妊娠届出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行った割合が90%以上~~ 妊娠届出時に90%以上面接できる。
B-［30-39%］	~~妊娠届出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行った割合が85%以上~~ 妊娠届出時に85%以上面接できる。
C［30%未満］	~~妊娠届出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行った割合が85%未満~~ 妊娠届出時の面接実施が85%未満。

２　庁内各部等への意見照会の反映

⑵　計画事業への意見等

②　事業番号１５

担当課では、男女共同参画推進のための施策として、「自立支援教育訓練給付金の給付」や「高等職業訓練促進給付金の支給」の事業を行っているため、内容を整理したもの。

第6次木更津市男女共同参画計画　事業評価表

事業番号	15	施策体系	基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進	施策項目1　働く場における女性への活躍支援	1　女性の能力発揮への支援	課名	こども家庭支援課
事業名	2-1-1　① ひとり親家庭の就労支援						
課題・懸案事項	賃金、雇用形態の差、家事育児の負担の偏りが特に女性の経済的自立を難しくしている。						
事業概要	経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の父または母に~~教育訓練や高等職業訓練の給付金を支給し、~~自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業就職に有利となる技能の習得や資格取得を支援することで、困難な問題を抱える方が安心して暮らせる社会の実現をめざす。 また、母子家庭等の経済的自立を支援するため、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行う。個々の事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよう支援する。						
事業と男女共同参画の関連	ひとり親が経済的に自立することは、女性または男性が主体的に社会に参加することにつながるため男女共同参画の実現につながる。						
R9年度実施計画	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給する。 また、母子家庭等への各種貸付金の申請受付へ制度の紹介等の相談援助を実施する。個々の事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよう支援する。						

評価	評価基準
A［80%以上］	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数が合計10件以上
B+［60-79%］	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数が合計9件
B［40-59%］	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数が合計8件
B-［30-39%］	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数が合計7件
C［30%未満］	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数が合計7件未満

３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載

⑴　修正箇所

計画素案（資料１）５ページ「３　計画の位置づけ」　⑸に、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」に関する記載を追加。

追記後

３　計画の位置づけ

（１）　本計画は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に規定する市町村男女共同参画計画として策定します。

（２）　本計画では、「ＤＶ防止法」、「女性活躍推進法」に基づく法定計画としての位置づけに加え、令和６年に施行された「困難女性支援法」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援施策の実施に関する法定計画としても位置付けます。

（３）　本計画は、「国第６次基本計画」、「県第６次計画」、「木更津市第４次基本計画」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進していくための計画として位置付けます。

（４）　本計画は、平成２７年９月に国連で採択された「持続可能な開発目標のための２０３０アジェンダ」の項目にある「５ ジェンダー平等を実現しよう」の施策として位置付けます。

（５）　本計画は、「男女共同参画社会基本法」第１８条第２項の規定による、男女共同参画センターの機能を担う体制を確保するための各種施策を実行する計画として位置付けます。

男女共同参画センターの役割を果たす「５つの業務」の取組状況

	実務	取組・事業
①	地域課題・ニーズ把握	・市民、事業所アンケートの実施
②	広報・啓発、講座・研修	・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画情報紙の発行 ・男女共同参画職員研修の実施
③	企画立案等への参画	・男女共同参画庁内連絡会議の開催 ・男女共同参画計画に基づく各事業への男女共同参画の視点の反映
④	相談対応	・県が実施する女性・男性相談、県センター窓口の周知
⑤	関係者との連携	・市内事業所、関係機関への情報提供 ・市内関係団体選出の委員で構成される木更津市男女共同参画推進委員会の開催

３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載

⑵　修正の経緯①（資料５に詳細）

- 男女共同参画社会基本法の改正（令和７年）により、地方公共団体に対し、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」に努めることが義務付けられる。
- 内閣府は説明資料により以下の通り説明。

「『男女共同参画センターの機能を担う体制の確保』とは、ガイドラインに示す『５つの業務』のすべてを、単独または広域連携により行っていること」

「現時点で『５つの業務』すべてを行っていない地方公共団体にあっても、広域携等により『５つの業務』全てを行うことを市町村男女共同参画計画等において表明する場合には、体制が確保されているとみなす」

⇒「５つの業務」すべてを行う　または　行うことを計画で表明することが必要

【男女共同参画センターの機能を担うための「５つの業務」】（資料５　６ページ以降）

①　地域の課題及びニーズの把握
②　広報・啓発、講座・研修
③　地域の課題解決のための企画立案等への参画
④　相談対応
⑤　様々な関係者との連携

３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載

⑵　修正の経緯②

・①の内閣府の説明を踏まえ、君津管内の４市（袖ケ浦、木更津、君津、富津）と千葉県との合同ヒアリングを実施。各市の「５つの業務」の取組状況について確認を行った。

・同ヒアリングにおいて、千葉県多様性社会推進課の担当者から「木更津市が行う男女共同参画に関する事業は、内閣府が説明する『５つの業務』を賄えていると思われる」と了承を得た。

・同ヒアリングにおいて、千葉県多様性社会推進課から「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保について、市町村男女共同参画計画において表明すること」と依頼があったため、本計画に当該項目を追記することとなった。

３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載

ヒアリング資料

男女センター機能強化にかかる５業務整理表

木更津市

業務	現状	実施方法	取組・事業 （予定含む）	備考 （連携方法 課題　等）	（参考）取組例
①地域課題・ニーズ把握	実施	単独	・市民・事業所アンケート （第5次計画期間（R4～R8）は毎年度実施、第6次計画では計画策定前年度（R12）に実施予定）		市民意識調査、アンケート
② 広報・啓発、講座・研修	実施	単独	6月の男女共同参画週間に合わせた各種取組 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画情報紙の発行（市広報紙への折込みチラシ） ・男女共同参画職員研修 対象：課長級職員（動画研修）、新規採用職員（担当職員の講演） ・千葉県が行う多様性尊重セミナーの開催 ・県の地域推進員事業での、中学校での寸劇等		講演会、講座、広報誌（地域推進員事業による実施も含む）
③ 企画立案等への参画	実施	単独	・男女共同参画庁内連絡会議 ・男女共同参画計画に基づく各事業への男女共同参画の視点の反映		庁内会議への参画、各種計画策定への参画
④ 相談対応	実施	単独	・市民相談（人権相談・法律相談等）の実施 ・こども家庭支援課こども家庭センターでの相談実施 ・市ホームページにおいて、県が実施する女性・男性相談、県センター窓口の周知		女性・男性相談の実施、県センター窓口案内
⑤ 関係者との連携	実施	単独	・市内事業所、関係機関への情報提供 ・市内関係団体選出の委員で構成される木更津市男女共同参画推進委員会の開催 ・地域推進員事業によるイベント実施 ・市商工会議所へ事業所アンケートに係る会報誌掲載等の協力依頼		関係機関との会議・協議、情報共有、合同イベント・講座の実施（地域推進員事業による実施も含む）